

平成20年10月版

重要事項説明書
ペット医療費用保険普通保険約款および特約条項



ペット&ファミリー
少額短期保険株式会社

〈登録番号:関東財務局長(少額短期保険)第2号〉

目次

重要事項説明書

契約概要のご説明	2
注意喚起情報のご説明	4

ペット医療費用保険普通保険約款および特約条項

第1章 当会社の責任	7
第2章 保険金の支払額	7
第3章 保険金を支払わない場合	7
第4章 保険契約者または被保険者の義務	8
第5章 保険契約の無効、失効および解除	9
第6章 保険金の請求手続	9
第7章 その他	10
<別表1 保険料の返還（第22条関係）>	10
特定疾病不担保特約条項	10
ペット医療費用保険保険料分割払特約条項	10
初回保険料の口座振替に関する特約条項	11
継続契約初回保険料の口座振替に関する特約条項	11
クレジットカードによる保険料支払に関する特約条項	12
団体扱特約条項	12
ペット医療費用保険保険契約の継続に関する特約条項（年払契約用）	13
ペット医療費用保険保険契約の継続に関する特約条項（分割払契約用）	13
通信販売に関する特約条項	14
待機期間の不設定に関する特約条項	14
告知の省略に関する特約条項	14

契約概要のご説明

- この書面は、ペット医療費用保険の商品内容をご理解いただくために特に重要な情報を記載したものです。ご契約の前に必ずお読みいただき、内容をご承諾のうえ、お申し込みくださるようお願い申し上げます。また、この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありませんので、詳しくは、ペット医療費用保険普通保険約款および特約条項等をご参照ください。なお、ご不明な点につきましては、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。
- ご契約者が飼主（以下「被保険者」といいます）でない場合は、この書面の記載内容を被保険者にご説明ください。

商品の仕組み

1.名称 ペット医療費用保険（愛称：げんきナンバーワン）

2.商品の仕組み

この保険は、保険の目的（以下「ペット」といいます）（注1）が保険期間中に日本国内で身体障害（以下「傷害または疾病」といいます）を被り、その直接の結果として、日本国内の動物病院等で治療を受けた場合、保険金のお支払い限度額（以下「保険金額」といいます）を上限に、その治療のために被保険者の負担した治療費（注2）に一定割合（補償割合のことをいいます）を乗じた額を保険金としてお支払いする保険です。なお、被保険者の負担した治療費（注2）に一定割合を乗じた額が保険金額を超える場合は、保険金額を保険金としてお支払いします。

（注1）ご加入できるペットは、日本国内で飼養または管理される犬または猫となります。ただし、以下の犬または猫は、ご加入できません。

- ①ペットショップやブリーダー等が売買目的で飼養または管理する犬または猫
- ②闘犬または競争犬等の興行目的で飼養または管理される犬または猫
- ③警察犬、麻薬犬、救助犬または狩猟犬等の職業犬。ただし、盲導犬または聴導犬等の介護犬は、ご加入できます。
- ④以下の犬または猫

新規加入年齢	
犬	生後45日未満
猫	満10歳超（注3）

※年齢は、保険期間の初日時点の満年齢となります。

（注2）保険金のお支払い対象とならない治療費がありますので、詳しくは、下記「補償の内容2.（2）保険金をお支払いできない治療費」をご参照ください。

（注3）弊社の定めるペットショップ等の代理店において、ペットを購入し、そのペットのための保険契約をプラン80で申し込む場合は満7歳超、保険契約をウェブサイトにより申し込む場合は満5歳超となります。

補償の内容

1.主な支払事由（保険金をお支払いする場合）

	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金
医療費用保険金	・ペットが傷害または疾病で治療を受けた場合	・「被保険者の負担した治療費（注4）」×「補償割合（注5）」 ・保険金額（注5）が上限となります。

（注4）保険金のお支払い対象とならない治療費がありますので、詳しくは、下記「2.（2）保険金をお支払いできない治療費」をご参照ください。

（注5）実際のご契約における補償割合および保険金額については、ペット医療費用保険契約申込書兼告知書でご確認ください。

2.主な免責事由（保険金をお支払いできない期間または治療費）

（1）保険金をお支払いできない期間（初年度契約に限ります（注6））

- ①保険期間の初日から15日以内に発生した傷害
- ②保険期間の初日から30日以内に発症した疾病（ガンを除きます）
- ③保険期間の初日から90日以内に発症したガン

（注6）当社の定めるペットショップ等の代理店において、ペットを購入し、そのペットのための保険契約を申し込んだ場合は、上記期間（以下「待機期間」といいます）の適用がありません。

（2）保険金をお支払いできない治療費

保険金のお支払い対象となる治療費とは、獣医師が臨床獣医学上、一般に認められている診断または治療処置方法で要した治療費〔診察料、時間外診料（休日診料を除きます）、検査料、処置料、手術料、入院料、薬剤料、材料、医療器具使用料または保険金請求に必要な診断書等の作成料等〕のことをいい、以下の治療費は、保険金のお支払い対象となりません（注7）。

- ・定期健康診断、病理組織検査、治療を伴わない検査
- ・疾病予防のための検査・投薬・予防接種（ワクチン接種費用等）
- ・過去1年以内に予防接種または動物病院が認める予防薬等による予防処置をしなかったために罹患した以下の疾病
犬の場合：フィラリア、ジステンパー、伝染性肝炎、アデノウイルス感染症、パラインフルエンザ、パルボウイルス感染症、レプトスピラ感染症、狂犬病
猫の場合：汎白血球減少症、カリシウイルス感染症、ウイルス性鼻気管炎（ヘルペス）、白血病ウイルス感染症（FeLV）
- ・予防接種ができない新種ウイルス
- ・先天性疾患によって生じた傷害・疾病、心身症、猫エイズ
- ・皮膚病・口腔内疾患・外耳炎に対する入院治療（通院治療は、保険金のお支払い対象となります）
- ・妊娠・偽妊娠・出産・早産・流産の治療等（異常な出産のために獣医師が特に必要と認めた場合は、保険金のお支払い対象となります）
- ・股関節形成不全・膝関節形成不全・股関節脱臼・膝関節脱臼等（交通事故等、急激な衝撃事故の場合は、保険金のお支払い対象となります）
- ・傷病名が特定されない傷害・疾病、安楽死、行方不明
- ・不妊・去勢手術、断耳・断尾、声帯除去、歯石除去、爪切除（狼爪切除を含みます）、美容整形手術、試験開腹手術等
- ・耳道・肛門腺・点眼等の定期的処置、健康体に施す肛門腺除去等の外科手術・肛門嚢搾り等の処置
- ・漢方・温泉療法・酸素療法・免疫療法等の代替的処置、健康補助食品による処置、治療を伴わない処方食
- ・入浴費（シャンプー代を含みます。ただし、獣医師が通常の治療の一環として動物病院で行う場合は、保険金のお支払い対象となります）、マイクロチップの挿入費、カウンセリング費
- ・各種証明書類の作成・郵送費用、医薬品の郵送費用（保険金請求に必要な診断書等の作成費用は、保険金のお支払い対象となります）
- ・ペットの移送費用、親犬・親猫が新生仔の付添いに要した費用

（注7）上記の他に、「注意喚起情報のご説明」にも記載しておりますのでご参照ください。

3.付帯できる特約およびその概要

名称	概要
特定疾病不担保特約	腎不全・肝不全・糖尿病・自己免疫性溶血性貧血のいずれかの告知があった場合に付帯され、その疾病が免責（保険金のお支払い対象外）となります。
ペット医療費用保険保険料分割払特約	保険料を月払で払い込むための特約であり、全ての月払契約（団体扱契約を除きます）に付帯されます。
初回保険料の口座振替に関する特約	保険料を初回保険料から口座振替で払い込むための特約であり、全ての口座振替払契約に付帯されます。
継続契約初回保険料の口座振替に関する特約	継続契約の保険料を初回保険料から口座振替で払い込むための特約であり、全ての口座振替払契約に付帯されます。
クレジットカードによる保険料支払に関する特約	保険料をクレジットカードで払い込むための特約であり、全てのクレジットカード払契約に付帯されます。
団体扱特約	保険料を団体経由で払い込むための特約であり、全ての団体扱契約に付帯されます。
ペット医療費用保険保険料の継続に関する特約	継続手続の方法についての特約であり、年払契約は年払契約用、月払契約は分割払契約用が付帯されます。
通信販売に関する特約	保険契約を通信販売（郵送またはウェブサイト）により申し込むための特約であり、全ての通信販売契約に付帯されます。
待機期間の不設定に関する特約	待機期間を設定しないで保険契約を申し込むための特約であり、弊社の定めるペットショップ等の代理店において、ペットを購入し、そのペットのための保険契約を申し込んだ場合に付帯されます。
告知の省略に関する特約	保険契約の申込時に必要となるペットの健康状態についての告知を省略するための特約であり、当社の定めるペットショップ等の代理店において、ペットを購入し、そのペットのための保険契約を申し込んだ場合に付帯されます。

4.保険期間および保険契約の継続

- (1) この保険契約の保険期間は1年間で（注8）が、ご契約を终身継続することができます。
 - (2) 弊社は、保険期間の終了する2か月前までに、継続後の内容（保険金額および保険料等）を記載した書面をご契約者に送付します。
 - (3) ご契約者より、保険期間の終了する1か月前までに、別段の意思表示がない場合は、上記（2）の書面の記載内容でご契約が継続されますので、継続の中止をご希望される場合または継続時に加入プランの変更がある場合等は、保険期間の終了する1か月前までに弊社へお申し出ください。
 - (4) なお、同一のペットについて、保険金のお支払いが著しくまたは突出して増加する場合等は、上記（2）の書面に代え、継続契約を引き受けたい旨を記載した書面を送付することがあります。
- （注8）実際のご契約における保険期間については、ペット医療費用保険契約申込書兼告知書でご確認ください。

5.引受条件（保険金額および保険料等）

(1) 保険金額

加入プラン（プラン50、プラン70またはプラン80）により、保険金額が決まります（注9）。

（注9）実際のご契約における保険金額については、ペット医療費用保険契約申込書兼告知書でご確認ください。なお、保険期間中において、保険金のお支払いが増加し、保険契約の計算の基礎に著しいまたは突出した影響を及ぼす場合は、主務官庁への届出等を行ったうえで、保険金の削減または減額を行うことがあります。

(2) 保険料

加入プラン（プラン50、プラン70またはプラン80）、加入タイプ（小型犬、中型犬、大型犬、特大犬または猫）およびペットの年齢等により、保険料が決まります（注10）。

（注10）実際のご契約における保険料については、ペット医療費用保険契約申込書兼告知書でご確認ください。なお、保険期間中において、保険金のお支払いが増加し、保険契約の計算の基礎に突出した影響を及ぼす場合は、主務官庁への届出等を行ったうえで、保険料の増額を行うことがあります。

(3) ご契約者および被保険者

ご契約者とは、保険契約上のさまざまな権利を有すると同時に義務を負う方であり、日本国内に居住する方に限られます。また、被保険者とは、日本国内に居住するペットの飼い主の方であり、原則として、ご契約者の同居の親族または別居の3親等以内の親族の方に限られます。なお、保険料はご契約者が払い込み、保険金は被保険者が請求します。

保険料の払込期間および払込方法

- (1) 保険料の払込期間は、1年間で。
 - (2) 保険料の払込手段は、口座振替またはクレジットカードとなります（保険料領収証は、発行しておりません）（注11）。
 - (3) 保険料の払込回数は、年1回払い込まれる年払と毎月払い込まれる月払（所定の割増が適用されます）があります（注11）。
- （注11）実際のご契約における払込手段および払込回数については、ペット医療費用保険契約申込書兼告知書でご確認ください。

解約返戻金、満期返戻金および契約者配当金

この保険契約をご解約（解除）される場合は、取扱代理店または弊社までお申し出ください。なお、ご解約（解除）の条件によっては、弊社の定めるところにより保険料を返還（注12）または未払込保険料を請求させていただくことがあります。また、この保険契約には、満期返戻金および契約者配当金がありません。

（注12）返還される保険料（解約返戻金）があっても、多くの場合は、払い込まれた保険料の合計額より少ない金額になります（解約返戻金がない場合もあります）。

◆弊社の保険に関する苦情またはご相談窓口 ☎0120-584-412
受付時間：平日の午前9:00～午後5:00（土日、祝日および12/30～1/4を除きます）

注意喚起情報のご説明

- ・この書面は、ペット医療費用保険のお申込みをいただくに際して、お客様にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい情報を記載したものです。ご契約の前に必ずお読みいただき、内容をご承諾のうえ、お申し込みくださるようお願い申し上げます。また、この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありませんので、詳しくは、ペット医療費用保険普通保険約款および特約条項等をご参照ください。なお、ご不明な点につきましては、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。
- ・ご契約者が被保険者でない場合は、この書面の記載内容を被保険者にご説明ください。

クーリングオフ(ご契約のお申込みの撤回または解除)

1.クーリングオフができる場合

ご契約のお申込み後であっても、ご契約をお申込みいただいた日またはこの書面の受領日のいずれか遅い日から8日以内であれば、クーリングオフができます。ただし、継続契約の場合は、クーリングオフができません。

2.クーリングオフの連絡方法

クーリングオフをされる場合は、上記期間内(8日以内の消印有効)に弊社の本社宛に必ず郵便(葉書または封書)にてご連絡ください。なお、保険証券(お手許に届いている場合のみ)をご提出いただくこととなりますのでご用意ください。また、ご契約をお申込みいただいた取扱代理店では、クーリングオフのお申し出を受け付けることができません。

<宛て先> 〒113-0033 東京都文京区本郷三丁目34番3号 ペット&ファミリー少額短期保険株式会社 クーリングオフ受付係 行

<記載必要事項> ①ご契約をクーリングオフする旨の内容

②ご契約を申し込まれた方の住所、氏名、捺印、電話番号

③ご契約を申し込まれた年月日

④ご契約を申し込まれた保険の内容(加入プラン、加入タイプ、保険期間、証券番号、取扱代理店名)

3.クーリングオフによる保険料の返還

クーリングオフをされた場合は、既に払い込まれた保険料の返還の手続きを弊社よりご連絡し、手続き終了後にお返しします。また、取扱代理店または弊社は、クーリングオフによる損害賠償または違約金は、一切請求いたしません。

告知義務および通知義務

1.ご契約締結時の注意事項(告知義務等)

(1)ご契約者および被保険者には、ご契約締結時に、弊社に保険契約上の重要な事項を正しく申し出いただく義務(告知義務)があります。ペット医療費用保険契約申込書兼告知書の記載内容に間違いがないか十分にご確認ください〔特に、ペットの種別(犬または猫)、生年月日(年齢)、品種名、犬の体重、同種の補償を受けられる他の保険会社(少額短期保険会社を含みます)の保険契約への加入状況および健康状態(注1)等をご確認ください〕。

(注1) 当社の定めるペットショップ等の代理店において、ペットを購入し、そのペットのための保険契約を申し込んだ場合は、ペットの健康状態について告知する必要はありません。

(2) 知っている事実を告知されなかったり、事実と相違することを告知された場合は、ご契約が解除(解約)となったり、保険金をお支払いできないことがあります。

2.ご契約締結後の注意事項(通知義務)

(1)ご契約締結後に、同種の補償を受けられる他の保険会社(少額短期保険会社を含みます)の保険契約を締結される場合は、必ず事前に取扱代理店または弊社までご連絡ください。ご連絡がない場合、ご契約が解除(解約)となったり、保険金をお支払いできなかったり、保険金が削減されることがあります。

(2)ご契約内容に以下の変更等が生じた場合は、必ず取扱代理店または弊社までご連絡ください。ご連絡がない場合、ご契約が解除(解約)となったり、保険金をお支払いできなかったり、保険金が削減されることがあります。

①ご契約者の氏名・住所・住居表示の変更

②ペットの名前の変更

③上記以外でペット医療費用保険契約申込書兼告知書の記載事項に重要な変更を生じさせるような事実が発生し、かつ、危険が著しく増加する場合

保険責任開始期

保険責任は、保険期間(注2)の初日の午後4時(ペット医療費用保険契約申込書兼告知書にこれと異なる時刻が記載されている場合は、その時刻)に開始します。ただし、保険期間が開始した後でも、初年度契約の以下の期間については、保険金をお支払いできません(注3)。

①保険期間の初日から15日以内に発生した傷害

②保険期間の初日から30日以内に発症した疾病(ガンを除きます)

③保険期間の初日から90日以内に発症したガン

(注2) 実際のご契約における保険期間については、ペット医療費用保険契約申込書兼告知書でご確認ください。

(注3) 当社の定めるペットショップ等の代理店において、ペットを購入し、そのペットのための保険契約を申し込んだ場合は、上記期間(以下「待機期間」といいます)の適用がありません。

主な免責事由(保険金をお支払いできない場合)

- ・既往症等、初年度契約の保険期間の初日において既に生じていた傷害・疾病
- ・契約者・被保険者等の故意・重大な過失、自殺行為、犯罪行為、闘争行為によって生じた傷害・疾病
- ・獣医師の医療過誤によって生じた傷害・疾病
- ・契約者・被保険者・獣医師等の不正行為による保険金請求
- ・動物愛護及び管理に関する法律等に反する不適切な飼養・管理のために生じた傷害・疾病
- ・地震・噴火・津波・風水害等の自然災害、戦争・外国の武力行使・革命・政権奪取・内乱・武装反乱・核燃料物資等によって生じた傷害・疾病
- ・上記の他に、「契約概要のご説明」にも記載しておりますのでご参照ください。

ペットが傷害または疾病で治療を受けた場合の手続き

万一、ペットが傷害または疾病で治療を受けた場合は、治療を開始した日から30日以内に弊社までご連絡ください。ご連絡がない場合は、保険金をお支払いできないことがあります。また、保険金をお支払いすべき治療を受けた後に、ご契約者または弊社がご契約を解約(解除)する場合またはご契約が失効する(効力を失い終了する)場合は、既に払い込まれた保険料を返還することができません。

同種の補償を受けられる他の保険会社の保険契約に加入している場合のご注意

同種の補償を受けられる他の保険会社(少額短期保険会社を含みます)の保険契約に加入している場合であっても、保険金のお支払いに際し、保険金のお支払い対象となる治療期間が重複し、「それぞれの保険契約について他の保険契約がないものとして算出された保険金の支払責任額の合計」が「負担した治療費」を超えるときは、以下の算式で算出された額を保険金としてお支払いします。そのため、「負担した治療費」を超える保険金のお支払いはありません。

$$\text{保険金のお支払い額} = \text{負担した治療費} \times \frac{\text{この保険契約の支払責任額}}{\text{この保険契約の保険金の支払責任額} + \text{他の保険契約の保険金の支払責任額}}$$

保険料の払込猶予期間および保険契約の失効等の取扱い

- (1) 保険料は、ペット医療費用保険契約申込書兼告知書に記載の払込期日までにお払込みください。
- (2) 保険料が払込期日までに払い込まれず、かつ、払込期日の翌末日(注4)においても払い込まなかった場合は、保険契約が解除(解約)となり、払込期日後(初回保険料の場合は保険期間の開始後)に発生または発病したペットの傷害または疾病については、保険金をお支払いできないことがあります。
- (3) 取扱代理店または弊社が保険料を領収する前に発生または発病したペットの傷害または疾病については、保険金のお支払い前に未払込保険料(未経過期間分の保険料を含みます)をお払込みいただくことがあります。
- (4) この保険契約は、保険期間中にペットが死亡した場合、失効します(効力を失い終了します)。
(注4) 保険料を団体経由で払い込まれる場合は、団体による保険料の集金日を保険料の払込期日とし、その集金日の1か月後となります。

解約返戻金

この保険契約をご解約(解除)される場合は、取扱代理店または弊社までお申し出ください。なお、ご解約(解除)の条件によっては、弊社の定めるところにより保険料を返還(注5)または未払込保険料を請求させていただくことがあります。

(注5) 返還される保険料(解約返戻金)があっても、多くの場合は、払い込まれた保険料の合計額より少ない金額になります(解約返戻金がない場合もあります)。

保険期間および保険契約の継続

- (1) この保険契約の保険期間は1年間です(注6)が、ご契約を終身継続することができます。
 - (2) 弊社は、保険期間の終了する2か月前までに、継続後の内容(保険金額および保険料等)を記載した書面をご契約者に送付します。
 - (3) ご契約者より、保険期間の終了する1か月前までに、別段の意思表示がない場合は、上記(2)の書面の記載内容でご契約が継続されますので、継続の中止をご希望される場合または継続時に加入プランの変更がある場合等は、保険期間の終了する1か月前までに弊社へお申し出ください。
 - (4) なお、同一のペットについて、保険金のお支払いが著しくまたは突出して増加する場合等は、上記(2)の書面に代え、継続契約を引き受けない旨を記載した書面を送付することがあります。
- (注6) 実際のご契約における保険期間については、ペット医療費用保険契約申込書兼告知書でご確認ください。

特に法令等で注意が必要な事項

1. 保険期間中の保険料の増額または保険金の削減等

保険期間中において、保険金のお支払いが増加し、保険契約の計算の基礎に著しいまたは突出した影響を及ぼす場合は、主務官庁への届出等を行ったうえで、保険料の増額または保険金の削減もしくは減額を行うことがあります。

2. 継続契約の取扱い

- (1) 保険期間の終了に際し、保険契約を継続する場合において、保険金のお支払いが増加し、保険契約の計算の基礎に影響を及ぼす場合は、主務官庁への届出等を行ったうえで、継続契約の保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。
- (2) 保険期間の終了に際し、保険契約を継続する場合において、保険金のお支払いが増加し、保険契約が不採算となり、保険契約の継続が困難であると認められる場合は、主務官庁への届出等を行ったうえで、継続契約を引き受けないことがあります。

3. 少額短期保険会社が引き受ける保険契約の限度

- (1) 保険期間は、損害保険の場合、2年以内となりますが、この保険契約の場合、1年間となります。また、保険金額は、損害保険の場合、100万円以下となりますが、この保険契約の場合、ペット医療費用保険契約申込書兼告知書に記載の保険金額となります。
- (2) 同一の被保険者について引き受けるすべての保険契約の保険金額の合計額は、原則100万円が上限となり、また、同一のご契約者について引き受けるすべての保険契約の被保険者の総数は、100名が上限となります。この限度の確認は、弊社にペット医療費用保険契約申込書兼告知書が届いた段階で行います。そのため、ご契約者が取扱代理店にご契約を申し込まれた場合で、この限度を超えていたことが弊社で判明したときは、ご契約が成立せず、取扱代理店に既に払い込まれた保険料を全額返還させていただくことがあります。

4. 弊社の経営が破綻した場合の取扱い

保険契約者保護機構の行う資金援助等の措置がありません。また、同機構への移転等の補償対象契約に該当しません。

個人情報の取扱いに関する説明事項

1. 弊社が取得するお客様に関する個人情報の利用目的

弊社が取得するお客様に関する個人情報は、以下の目的のために業務上必要な範囲で利用します。なお、弊社が取得する個人情報には、お客様からご提出いただく一切の書類(ペット医療費用保険契約申込書兼告知書等の審査関係書類およびその他の付属書類を含みます)に記載された個人情報を含みます。

- (1) 各種保険契約のお引受け、ご契約の継続・維持管理、保険金等のお支払い
- (2) 関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・ご提供、ご契約の維持管理
- (3) 弊社業務に関する情報提供・運営管理、各種商品・サービスの充実
- (4) その他保険に関連・付随する業務

2. 個人情報の第三者提供の制限

弊社は、業務上必要な範囲を超えて、個人情報を第三者に提供しません。提供する場合は、以下に限定されます。

- (1) 保険金等のお支払い等に際し、診察等を行った動物病院等に業務上必要な照会を行う場合
- (2) 保険契約の締結、契約内容の変更、支払保険金の査定、保険金支払の拒否等を判断するために、他の保険会社、保険金の請求・支払いに関する関係先等に提供を行い、またはこれらの者から提供を受ける場合

- (3) 弊社が保険引受リスクを適切に分散するために再保険を行う場合、再保険会社（再々保険会社を含みます）における当該保険契約のお引受け、ご契約の継続・維持管理、保険金等のお支払いに関する利用のために、当該業務上必要な個人情報を当該再保険会社へ提供する場合
- (4) 弊社の業務上必要な範囲で、外部の情報処理業者、取扱代理店等の委託先へ個人情報を提供する場合
- (5) 法令に基づく場合

3.個人データの安全管理

個人データは、正確性保持に努め、これを安全に管理いたします。なお、弊社の個人情報の取扱いに関する詳細は、弊社ホームページ (<http://www.petfamilyins.co.jp>) をご覧いただくか、弊社までご照会ください。

保険料控除

この保険契約は、生命保険料または損害保険料を払い込まれた場合に受けられる所得控除（生命保険料控除または損害保険料控除）の対象になりません。

保険料を団体経由で払い込まれる場合のご注意

1.ご契約者の範囲

ご契約者が保険料を団体経由で払い込まれる場合は、以下のいずれかの条件を満たしている必要があります。

- (1) 弊社と保険料集金に関する契約を締結している官公署、会社、工場、労働組合または共済組織等の団体に所属されている方(役員の方、他の団体に出身されている方、他の団体から出身されている方または退職された方を含みます。ただし、労働者派遣会社から派遣されている方は含みません)であること（注7）
 - (2) 弊社と保険料集金に関する契約を締結している集団またはその集団の構成員に所属されている方(役員の方を含みます)であること（注7）
- （注7）詳しくは、ご契約者の所属されている団体または弊社までお問い合わせください。

2.団体による保険料の集金ができなくなった場合の取扱い

退職等により、団体による保険料の集金ができなくなった場合は、団体扱特約が失効する（効力を失い終了する）ことがあります。この場合、未払込保険料（未経過期間分の保険料を含みます）をお払込みいただいたり、ご継続時に別途お手続きが必要となることがあります。

◆弊社の保険に関する苦情またはご相談窓口 ☎0120-584-412
受付時間：平日の午前9:00～午後5:00(土日、祝日および12/30～1/4を除きます)

ペット医療費用保険普通保険約款

第1章 当社の責任

第1条（当社の支払責任）

当社は、日本国内で保険証券記載の犬または猫（売買を目的として飼育・管理されている犬・猫および闘犬、狩猟犬、警察犬等は、除きます。以下「保険の目的」といいます。）が傷害または疾病（以下「身体障害」といいます。）を被り、その直接の結果として、日本国内で治療がなされたときは、この約款に従い保険金（医療費用保険金をいいます。以下同様とします。）を支払います。

第2条（被保険者）

被保険者は、日本国内に居住する保険の目的の所有者をいいます。

2 この約款に基づく保険金の支払いは、被保険者に対して行います。

第3条（用語の定義）

この約款において使用する次の用語は、それぞれ次の定義に従って取り扱われます。

(1) 傷害

保険の目的が急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の障害をいい、この障害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸引、吸入、吸収または摂取したときに急激に生ずる中毒症状（継続的に吸引、吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。）を含みます。ただし、細菌性食中毒は、含みません。

(2) 疾病

臨床獣医学上、保険の目的の身体の状態が病気であると診断される身体の障害であって、前号に規定する傷害以外の場合をいいます。

(3) 治療

入院、通院または手術による獣医師の治療をいい、臨床獣医学の判断に従い、保険の目的の健康回復に必要な臨床獣医学的措置（保険の目的に身体の状態の維持またはその減退の防止に必要な場合を含みます。）をいいます。

(4) 動物病院等

動物病院、犬猫病院または動物クリニックであって、獣医師の管理下にある施設をいいます。

(5) 獣医師

獣医師法（昭和24年6月1日法律第186号）に基づく獣医師の免許を交付されている者をいいます。

(6) 入院

獣医師による治療が必要な場合に、自宅等での治療が困難なため動物病院等に入り、常に獣医師の管理下において治療に専念することをいいます。

(7) 通院

獣医師による治療が必要な場合において、動物病院等に通り、獣医師による入院を伴わない治療に専念すること（往診を含みます。）をいいます。

(8) 継続契約

この約款に基づく保険契約の保険期間の終了日（保険契約が保険期間の終了日前に解除されていた場合には、その解除日）を保険期間の開始日とする保険契約をいいます。

(9) 初年度契約

前号の継続契約以外の保険契約をいいます。

(10) 更正

保険契約申込書の記載事項につき、事実と異なったり不実であった場合にそれを訂正することをいいます。

(11) 無効

保険契約が成立しないことをいいます。

(12) 失効

保険契約が効力を失い終了することをいいます。

第4条（保険責任の始期および終期）

当社の保険責任は、保険証券記載の保険期間（以下「保険期間」といいます。）の初日の午後4時（保険証券にこれと異なる時刻が記載されているときは、その時刻）に始まり、末日の午後4時に終わります。

2 前項の時刻は、保険証券発行地の標準時によるものとします。

3 保険期間が開始した場合においても、当社は、保険料領収前に被った身体障害に対しては、保険金を支払いません。

第5条（保険期間と支払責任の関係）

当社は、治療を開始した時が保険期間中である場合に限り、保険金を支払います。ただし、初年度契約の保険期間の始期においてすでに発生していた身体障害については、保険金を支払いません。

2 前項の規定にかかわらず、この保険契約が初年度契約である場合には、治療の原因となった身体障害が次の各号のいずれかに該当するときは、保険金を

支払いません。

(1) 身体障害が傷害の場合には、保険期間の初日からその日を含めて15日以内に被った傷害による身体障害

(2) 身体障害が疾病（悪性腫瘍（以下「ガン」といいます。）を除きます。）の場合には、保険期間の初日からその日を含めて30日以内に被った疾病による身体障害

(3) 身体障害がガンの場合には、保険期間の初日からその日を含めて90日以内に発症したガンによる身体障害

第2章 保険金の支払額

第6条（医療費用保険金の支払）

当社は、保険の目的が身体障害を被り、その直接の結果として、動物病院等で治療がなされた場合、当該治療のために被保険者の負担した治療費に保険証券記載の支払割合を乗じた金額を医療費用保険金として被保険者に支払います。なお、治療費とは、第12条（保険金を支払わない場合）第3項および第4項に規定するものをいいます。

第7条（医療費用保険金の支払限度額）

この約款に基づき当社が支払うべき医療費用保険金の金額は、保険証券記載の保険金額を限度とします。

第8条（重複保険契約がある場合の保険金の支払）

同一の治療に対して保険金、見舞金または給付金等を支払うべき重複保険契約（保険業法（平成7年法律第105号）に基づき保険業を行うために内閣総理大臣の免許または登録を受けた者との間に締結されたものをいいます。以下「重複保険契約」といいます。）がある場合において、保険金の支払対象である治療期間が重複し、かつ、それぞれの保険契約について他の保険契約がないものとして算出した支払責任額の合計額が被保険者の負担した費用の額を超えるときは、当社は、次の算式によって算出した額を保険金として支払います。

この保険契約の支払保険金の額

= 被保険者の負担した費用の額 × この保険契約の支払責任額 / それぞれの保険契約の支払責任額の合計額

第9条（他の身体障害の影響）

保険金支払の対象となっていない身体障害の影響によって、保険金を支払うべき身体障害の程度が加重されたときは、当社は、その影響がなかった場合に相当する損害の額を決定して保険金を支払います。

2 正当な理由がなく、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が保険の目的の治療を怠ったことにより、保険金を支払うべき身体障害の程度が加重されたときも、前項と同様の方法で支払います。

第10条（治療期間の短縮）

保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失によって治療が延長したときは、短縮できたと認められる期間に対しては、保険金を支払いません。

第11条（保険料の増額または保険金の削減等）

保険期間中において、巨大な損害等の発生により、保険金の支払事由に該当する保険の目的の数の増加が保険契約の計算の基礎に突出した影響を及ぼす事態が生じた場合は、保険契約者に遅滞なくその旨を連絡し、当社の定めるところにより、この保険契約の保険金を削減して支払うことがあります。

2 前項の規定にかかわらず、保険期間中において、保険金の支払事由に該当する保険の目的の数の増加が保険契約の計算の基礎に著しい影響を及ぼす可能性が生じた場合は、当社の定めるところにより、この保険契約の保険期間の残余期間において、将来に向かって保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。

3 前項の規定により、保険料の増額または保険金額の減額を行う場合は、当社は、すみやかに書面をもってこれを通知します。

4 前項の通知を受けた保険契約者は、次の各号のいずれかの方法をとることについて、書面により当社に指定しなければなりません。

(1) 当社の定めるところにより、保険料を増額する方法

(2) 当社の定めるところにより、保険金額を減額する方法

(3) 解約する方法

5 前項の書面による指定がなされない場合は、当社は、保険契約者が前項第2号の方法をとるものとみなします。

第3章 保険金を支払わない場合

第12条（保険金を支払わない場合）

当社は、保険の目的に生じた次の各号に掲げる身体障害の治療に対しては、保険金を支払いません。

(1) 次に掲げる者の故意もしくは重大な過失によって生じた身体障害または自殺行為、犯罪行為もしくは闘争行為に伴って生じた身体障害。ただし、

- ハについては、被保険者以外の保険金を受け取るべき者が保険金の一部の受取人である場合には、他に掲げる者が受け取るべき金額については、この限りではありません。
- イ. 保険契約者（代理人を含みます。）
- ロ. 被保険者（代理人を含みます。）
- ハ. 被保険者以外の保険金を受け取るべき者(代理人を含みます。)
- 二. 被保険者と生計を共にする同居の親族
- ホ. 被保険者と生計を共にする別居の未婚の子
- (2) 動物愛護及び管理に関する法律またはその他の法令に反する不適切な飼養または管理のために、保険の目的に生じた身体障害
- (3) 地震、噴火、津波または風水害等の自然災害によって被った身体障害
- (4) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱またはその他これらに類似の事変もしくは暴動（この約款においては、群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）によって被った身体障害
- (5) 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故によって被った身体障害
- (6) 前号以外の放射線照射または放射能汚染によって被った身体障害
- 2 当社は、前項の身体障害の治療のほか、次の各号に掲げる治療等に対しても、保険金を支払いません。
- (1) 保険の目的の不正・去勢手術、断耳・断尾、声帯除去、歯石除去、爪切除（狼爪切除を含みます。）、美容整形手術または試験開腹手術
- (2) 保険の目的の妊娠、偽妊娠、出産、早産もしくは流産の治療またはその治療によって生じた身体障害。ただし、異常な出産のため獣医師が特に必要と認めた治療については、この限りではありません。
- (3) 心身症の治療
- (4) 保険の目的の身体障害による治療の開始日から過去1年以内に予防接種をしなかったため罹患した次の疾病に対する治療
- イ. 犬
- ジステンパー、伝染性肝炎、アデノウイルス感染症、パラインフルエンザ、パルボウイルス感染症、レプトスピラ感染症または狂犬病
- ロ. 猫
- 汎白血球減少症、カリシウイルス感染症、ウイルス性鼻気管炎（ヘルペス）または白血病ウイルス感染症（FeLV）
- (5) 猫エイズまたは猫エイズが原因と認められる疾病に対する治療
- (6) 保険の目的の身体障害による治療の開始日から過去1年以内にフィラリアの予防処置（動物病院等が認める予防薬等）をしなかったため生じた寄生虫に対する治療
- (7) 先天性疾患によって生じた身体障害に対する治療
- (8) 皮膚病、口腔内疾患または外耳炎に対する入院治療
- (9) 定期的処置（耳道、肛門腺または点眼等）、治療をとまなわぬ検査または処方食による治療
- (10) 獣医師の医療過誤によって生じた身体障害に対する治療（第三者の獣医師の判断による）
- (11) 股関節形成不全、膝関節形成不全、股関節脱臼もしくは膝関節脱臼またはこれらによって生じた身体障害に対する治療。ただし、交通事故等急激な衝撃事故の場合を除く。
- (12) 予防接種ができない新種ウイルスに対する治療
- (13) 傷病名が特定されない身体障害に対する治療
- 3 第6条（医療費用保険金の支払）の規定により、保険金として支払われる場合の治療費とは、獣医師が臨床獣医学上、一般に認められている診断または治療処置方法で要した治療費用（診察料、時間外診料、検査料、処置料、手術料、入院料、薬剤料、材料または医療器具使用料等）の合計額をいいます。
- 4 前項に規定する治療費の金額には、第1項各号に掲げる治療および第2項各号に掲げる治療等に伴う費用のほか、以下に掲げる費用は、含みません。
- (1) ワクチン接種費用、その他疾病予防のための検査、投薬もしくは予防接種費用または定期健診もしくは予防的検査のための費用
- (2) 不妊もしくは避妊を目的とした手術または処置に伴う費用
- (3) 肛門腺除去等健康体に施す外科手術もしくはその他の検査または肛門囊搾り等の処置費用
- (4) 健康補助食品による処置費用
- (5) 入浴費用（シャンプー代を含みます。ただし、獣医師が通常の治療の一環として病院等において行うものを除きます。）
- (6) 漢方、温泉療法、酸素療法または免疫療法等の代替的処置による治療のための費用
- (7) 休日診療費用
- (8) ペットの移送費
- (9) マイクロチップの挿入費用
- (10) 安楽死のための費用
- (11) 葬儀費または埋葬費等ペットの死後に要した費用
- (12) 各種証明書類の文書作成費用（郵送費用を含みます。ただし、保険金請求に際しての診断書および領収書（明細付）等は、除きます。）
- (13) 医薬品の郵送費用
- (14) カウンセリングの費用
- (15) 病理組織検査料
- (16) 保険の目的が新生仔の養育または身体障害のための付添いに要した費用
- 5 第1項、第2項および第4項に掲げるほか、当社は、次の各号のいずれかに該当する場合に対しても保険金を支払いません。
- (1) 保険契約者、被保険者、保険金を受け取るべき者または獣医師の不正行為による保険金の請求
- (2) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者による故意の殺害

第4章 保険契約者または被保険者の義務

第13条（告知義務）

保険契約締結の際、保険契約者または被保険者は、保険契約申込書の記載事項について当会社に告知しなければなりません。また、保険の目的に関する過去の治療履歴または病歴（事実および経緯）について、別に規定する様式（以下「告知書」といいます。）に従い当会社に対して告知しなければなりません。

- 2 保険契約締結の当時、保険契約者、被保険者またはこれらの者の代理人が故意または重大な過失によって、保険契約申込書または告知書の記載事項について、当会社に知っている事実を告げずまたは不実のことを告げたときは、当社は、書面により保険証券記載の保険契約者の住所（第14条（通知義務）の規定による通知があった場合は、その住所または通知先をいいます。）にあてて発する通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- 3 この保険契約が継続契約である場合には、身体障害の発生の有無については、告知すべき事項としません。ただし、この保険契約の支払条件が継続前契約に比べて当会社の保険責任を加重するものである場合には、この限りではありません。
- 4 第2項の規定は、次の各号に掲げる場合には、適用しません。

- (1) 第2項の告げなかった事実または告げた不実のことがなくなった場合
- (2) 当会社が保険契約締結の当時、第1項の告げなかった事実もしくは告げた不実のことを知りまたは過失によってこれを知らなかった場合
- (3) 保険契約者または被保険者が保険の目的が身体障害を被る前に保険契約申込書の記載事項につき書面をもって更正を当会社に申し出て、当会社がこれを承認した場合。更正の申し出を受けた場合において、保険契約締結の当時、保険契約者または被保険者が更正すべき事実を当会社に告げても当会社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、当社は、これを承認するものとします。
- (4) 当会社が第2項の告げなかった事実または告げた不実のことが知った日から保険契約を解除しないで30日を経過した場合
- 5 保険契約申込書の記載事項中、第2項の告げなかった事実または告げた不実のことが当会社の危険測定に関係のないものであった場合には、第2項の規定は、適用しません。ただし、重複保険契約または身体障害を担保する他の保険契約もしくは特約（以下「重複保険契約等」といいます。）に関する事項については、この限りではありません。
- 6 第2項の解除が治療を開始した後になされた場合でも、第20条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、当社は、保険金を支払いません。また、すでに保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

第14条（通知義務）

保険契約締結の後、次の各号のいずれかに該当する事実が生じたときには、保険契約者、被保険者またはこれらの者の代理人は、遅滞なく、書面をもってその旨を当会社に通知しなければなりません。この通知に対して、当社は、受付書を送付します。ただし、通知を怠った場合には、被保険者または保険金を受け取るべき者等の保険金請求時に、保険金が支払われない場合または保険金を減額する場合があります。

- (1) 保険契約者の氏名、住所または住居表示の変更
- (2) 保険の目的の名前の変更
- (3) 上記以外で保険証券または保険契約申込書の記載事項に重要な変更を生じさせるような事実が発生し、かつ、危険が著しく増加する場合
- 2 保険契約締結の後、保険契約者または被保険者は、重複保険契約等を締結するときはあらかじめ、重複保険契約等があることを知ったときは遅滞なく、書面をもってその旨を当会社に申し出て、承認を得なければなりません。
- 3 保険契約者またはその代理人が保険証券記載の住所の変更を通知しなかったときは、当会社の知った最終の住所または通知先に送付した通知は、通常到

達するために要する期間を経過したときに保険契約者に到達したものとみなします。

第15条（追加保険料または返還保険料）

第13条（告知義務）第4項第3号の承認をする場合において、保険料を変更する必要があるときは、当社は、変更前の保険料と変更後の保険料の保険期間の開始時からの差額を追徴または返還します。

- 2 前項の規定により保険料が追徴となる場合、保険契約者は、当社が請求した日の属する月の翌月末日までに追加保険料を払い込まなければなりません。
- 3 保険契約者が追加保険料を払い込むべき払込期日までにその払込みを怠ったときは、当社は、保険契約の保険期間の開始日以降に保険の目的が被った身体障害に対しては、保険金を支払いません。なお、保険契約の保険期間の開始日から追加保険料の払込期日までに保険の目的が被った身体障害に対しては、保険金の支払いを受けるときは、その支払いを受ける前に、保険契約者は、追加保険料を当社に払い込まなければなりません。ただし、支払うべき保険金が追加保険料を超える場合で、支払うべき保険金から追加保険料を差し引くことについての被保険者の申し出があったときは、追加保険料を差し引いた保険金を被保険者に支払います。

第5章 保険契約の無効、失効および解除

第16条（保険契約の無効）

保険契約締結の際、次の各号に掲げる事実のいずれかがあった場合には、保険契約を無効とします。この場合、すでに保険金を支払っていたときは、その返還を請求することができます。

- (1)この保険契約に関し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者（これらの者の代理人を含みます。）に詐欺（未遂を含みます。）に該当する行為があったとき
- (2)保険契約者以外の第三者を被保険者とする保険契約について、保険契約者が被保険者の同意を得なかったとき

第17条（保険の目的の年齢の誤りによる保険契約の無効）

保険契約申込書に記載された保険の目的の年齢に誤りがあった場合で、初年度契約の契約締結日または継続契約の更新日における実際の年齢およびその誤りが発見された日における実際の年齢がどちらも当社の定めた「この保険契約を締結し、または更新することができる年齢」の範囲外であったときには、保険契約を無効とします。この場合、すでに保険金を支払っていたときは、その返還を請求することができます。

- 2 前項の規定に該当しなかった場合には、保険契約を無効とせず、実際の年齢に基づいた保険料にあらため、保険期間の開始時からの差額を追徴または返還します。
- 3 前項の規定により保険料が追徴となる場合、保険契約者は、当社が請求した日の属する月の翌月末日までに追加保険料を払い込まなければなりません。
- 4 保険契約者が追加保険料を払い込むべき払込期日までにその払込みを怠ったときは、当社は、保険契約の保険期間の開始日以降に保険の目的が被った身体障害に対しては、保険金を支払いません。なお、保険契約の保険期間の開始日から追加保険料の払込期日までに保険の目的が被った身体障害に対しては、保険金の支払いを受けるときは、その支払いを受ける前に、保険契約者は、追加保険料を当社に払い込まなければなりません。ただし、支払うべき保険金が追加保険料を超える場合で、支払うべき保険金から追加保険料を差し引くことについての被保険者の申し出があったときは、追加保険料を差し引いた保険金を被保険者に支払います。

第18条（保険契約の失効）

保険期間中、保険の目的が死亡したとき、この保険契約は、効力を失います。

第19条（保険契約の解除）

当社は、第14条（通知義務）第2項に規定する重複保険契約等の事実があることを知ったときは、その事実について異動承認請求書を受領したと否とを問わず、書面により保険証券記載の保険契約者の住所（第14条（通知義務）の規定による通知があった場合は、その住所または通知先をいいます。）にあてて発する通知をもって、この保険契約を解除することができます。

- 2 前項のほか、当社は、この保険契約を解除する相当の理由があると認められたときは、解除する日の30日前までに書面により保険証券記載の保険契約者の住所にあてて発する通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- 3 保険契約者は、当社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- 4 第1項または第2項の規定による解除をした場合には、それらの事実が発生した時以降に被った身体障害に対しては、当社は、保険金を支払いません。また、すでに保険金を支払っていたときは、第20条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、当社は、その返還を請求することができます。
- 5 第1項および第2項に基づく当社の解除権は、当社がその事実があることを知った日からその日を含めて30日以内に行使しなければ消滅します。

第20条（保険契約解除の効力）

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第21条（保険料の返還—無効、失効の場合）

保険契約が無効または失効の場合において、保険契約者または被保険者に故意または重大な過失があったときは、当社は、保険料を返還しません。

- 2 保険契約が無効の場合において、保険契約者または被保険者に故意または重大な過失がなかったときは、当社は、保険料の全額を返還します。
- 3 保険契約が失効の場合において、保険契約者または被保険者に故意または重大な過失がなかったときは、当社は、未経過期間に対し月単位（1か月未満は切り捨てます。）をもって計算した保険料を返還します。ただし、初年度契約の場合で、保険の目的が保険期間の初日から15日以内に死亡したときは、保険料の全額を返還します。
- 4 保険契約が失効の場合において、保険の目的が既経過期間中に保険金を支払うべき治療を開始していたときは、前項の規定に関らず、保険料を返還しません。

第22条（保険料の返還—解除の場合）

第19条（保険契約の解除）第1項または第2項の規定により、当社が保険契約を解除したときは、当社は、未経過期間に対し月単位（1か月未満は切り捨てます。）をもって計算した保険料を返還します。ただし、既経過期間中に保険金を支払うべき治療を開始していたときは、保険料を返還しません。

- 2 第19条（保険契約の解除）第3項の規定により、保険契約者が保険契約を解除したときに未経過期間に対する保険料の払込みがある場合は、当社は、領収した保険料から既経過期間に対して別表1に掲げる解約返戻金率表を適用して計算した保険料を返還します。ただし、既経過期間中に保険金を支払うべき治療を開始していたときは、保険料を返還しません。
- 3 第13条（告知義務）第2項の規定により、当社が保険契約を解除したときは、当社は、保険料を返還しません。

第6章 保険金の請求手続

第23条（治療を開始したときの通知）

保険の目的の治療を開始したときは、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、その開始した日からその日を含めて30日以内に身体障害ならびに治療の状況および程度等の詳細を当社に書面により通知し、その通知の内容について当社が説明を求めたときは、これに応じなければなりません。

- 2 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が当社の認める正当な理由がなく前項の規定に違反したときまたはその通知もしくは説明につき知っている事実を告げずもしくは不実のことを告げたときは、当社は、保険金を支払いません。

第24条（保険金の請求）

被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払いを受けようとするときは、治療を終了した日からその日を含めて30日以内に、当社が指定する保険金請求書兼同意書に次項に掲げる書類を添えて当社に提出しなければなりません。

- 2 当社に提出する書類は、次のとおりとします。
 - (1) 保険証券または保険契約継続証（異動承認書の写しがある場合は、異動承認書の写しを含みます。）
 - (2) 治療費用の支払いを証明する領収書（明細付）または明細書
 - (3) 当社所定の診断治療証明書または身体障害の程度を証明する獣医師の診断書
 - (4) 本人確認書類等
 - (5) 第1号から第4号以外に保険金を支払うために必要と認められる書類
- 3 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の請求を第三者に委任する場合には、前項の書類のほか、委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書を提出しなければなりません。
- 4 当社は、第2項の提出書類の一部の省略を認めることがあります。
- 5 被保険者または保険金を受け取るべき者が当社の認めるべき正当な理由がなく前条または本条第1項の規定に違反したときは、当社は、保険金を支払いません。
- 6 被保険者または保険金を受け取るべき者が提出書類につき知っている事実を告げずまたは不実のことを告げたときは、当社は、保険金を支払いません。
- 7 当社は、被保険者または保険金を受け取るべき者が保険期間中に死亡したときは、法定相続人に保険金を支払います。

第25条（当社の指定獣医師または検査機関等による診察等の要求）

保険契約締結の際に、当社が必要と認めるときは、事実の調査を行い、また、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者等に対して、当社が費用を負担して、当社の指定する獣医師による保険の目的の身体診察を行うことを求めることができます。

- 2 当社は、第23条（治療を開始したときの通知）の通知または前条の請求を受けた場合、必要と認めるときは、当社が費用を負担して、当社の指定する獣医師による保険の目的の身体の診察または検査機関等による保険の目的の身体の病理組織検査もしくは死体の検案を行うことを求めることができます。
- 3 前項の当社の申し出につき、正当な理由がなくこれを拒んだときは、当社は、保険金を支払いません。

第26条（保険金の支払）

当社は、被保険者または保険金を受け取るべき者が第24条（保険金の請求）の手續を完了した日からその日を含めて20日以内に、保険金を支払います。ただし、事情によりこの期間内に必要な調査を終えることができないときは、これを終了後、遅滞なく保険金を支払います。

- 2 前項の保険金の支払いは、当社があらかじめ承認した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行います。

第27条（鑑定人および裁定人）

当社が支払うべき保険金の額の決定について、当社と保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者との間に争いが生じたときは、その争いは、当事者双方が書面によって選定する各1名ずつの鑑定人の判断に任せます。また、鑑定人の間に意見が一致しないときは、双方の鑑定人が選定する1名の裁定人にこれを裁定させます。

- 2 当事者は、自己の選定した鑑定人の費用（報酬を含みます。）を各自負担し、その他の費用（裁定人に対する報酬を含みます。）は、半額ずつこれを負担します。

第28条（代位）

当社は、保険金を支払ったときは、その支払った保険金の額を限度として、かつ、被保険者の権利を害さない範囲内で、被保険者が保険の目的の身体障害につき第三者（動物病院等を含みます。）に対して有する権利を代位取得します。

- 2 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者（これらの者の代理人を含みます。次項において同様とします。）は、当社が取得する前項の権利の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当社の負担とします。
- 3 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由なくして前項の規定に違反したときは、当社は、第三者に対して有する権利を行使することによって取得することができたと認められる額を差し引いて保険金を支払います。すでに保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

第29条（保険契約者または被保険者の変更）

保険契約者は、この保険契約上の一切の権利および義務を第三者に承継させる場合、書面をもって被保険者の同意および当社の承認を得なければなりません。なお、承継人は、保険契約者の同居の親族または3親等以内の親族に限ります。

- 2 保険契約者が死亡したときは、その死亡した保険契約者の法定相続人がこの保険契約上の一切の権利および義務を承継するものとします。
- 3 被保険者が保険の目的を第三者に譲渡した場合、保険契約者は、書面をもってその旨を通知し、当社の承認を得なければなりません。なお、譲受人は、被保険者の同居の親族または3親等以内の親族に限ります。
- 4 保険契約者（その承継人を含みます。）または被保険者を変更した場合には、新たに保険証券を発行しないで、従前の保険証券および承認した異動承認書の写しの通知をもってこれに代えることができます。

第7章 その他

第30条（保険契約の継続）

保険期間の終了に際し、当社は、保険契約の終了する日より起算して2か月前の日までに保険契約の継続をお知らせする通知書を送付します。また、保険契約を継続する場合において、保険証券もしくは保険契約継続証に記載された事項または異動承認を受けた事項に変更があったときは、保険契約者、被保険者またはこれらの者の代理人は、保険期間が終了する日から起算して1か月前に、書面をもってこれを当社に告げなければなりません。この場合の告知については、第13条（告知義務）の規定を適用します。

- 2 保険契約継続の場合には、新たに保険証券を発行しないで、従前の保険証券および保険契約継続証をもってこれに代えることができます。

第31条（継続契約の見直し）

保険期間の終了に際し、保険契約を継続する場合において、保険金の支払事由に該当する保険の目的の数の増加が保険契約の計算の基礎に影響を及ぼす場合は、当社の定めるところにより、継続契約の保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。

- 2 前項の規定により、保険料の増額または保険金額の減額を行う場合は、保険

契約の終了する日より起算して2か月前の日までに書面をもってこれを通知します。

- 3 第1項および第2項の規定により保険金額を減額した場合でも、保険金額の減額前に開始した治療にかかる医療費用保険金は、減額前の保険金額にもとづき支払います。

第32条（保険契約の継続辞退）

保険期間の終了に際し、保険契約を継続する場合において、保険金の支払事由に該当する保険の目的の数の増加により保険契約が不採算となり、保険契約の継続が困難であると認められる場合は、当社の定めるところにより、継続契約を引き受けないことがあります。

- 2 前項の規定により、継続契約を引き受けない場合は、保険契約の終了する日より起算して2か月前の日までに書面をもってこれを通知します。

第33条（保険契約者保護機構）

この保険契約は、保険契約者保護機構への移転等の補償対象契約に該当しません。また、同機構が行う資金援助等の措置の適用もありません。

第34条（時効）

保険金の支払いまたは保険料の返還を請求する権利は、支払事由または返還事由が生じた日の翌日からその日を含めて2年間請求がない場合に消滅します。

第35条（訴訟の提起）

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第36条（準拠法）

この普通保険約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

別表1 保険料の返還（第22条関係）

解約返戻金率表

既経過期間	割合（％）
1か月まで	63
2か月まで	58
3か月まで	52
4か月まで	46
5か月まで	40
6か月まで	35
7か月まで	29
8か月まで	23
9か月まで	17
10か月まで	12
11か月まで	6
1年まで	0

特定疾病不担保特約条項

第1条（当社の支払責任）

当社は、この特約により、ペット医療費用保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）および他の特約の規定にかかわらず、保険の目的の身体障害が保険証券に記載された疾病によるときは、保険金を支払いません。

第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り普通約款および他の特約の規定を準用します。

ペット医療費用保険保険料分割払特約条項

第1条（保険料の分割払）

当社は、この特約により、保険契約者が年額保険料（この保険契約に定められた総保険料をいいます。以下同様とします。）を保険証券記載の回数および金額（以下「分割保険料」といいます。）に分割して払い込むことを承認します。

第2条（分割保険料の払込方法）

保険契約者は、この保険契約の申込時に第1回分割保険料を払い込み、第2回目以降の分割保険料については、保険証券記載の払込期日（以下「払込期日」といいます。）に当社に払い込まなければなりません。

第3条（分割保険料領収前に保険の目的が被った身体障害）

保険期間が始まった後でも、当社は、前条の第1回分割保険料を領収する前に保険の目的が被った身体障害に対しては、保険金を支払いません。

第4条（分割保険料不払の場合の免責）

保険契約者が第2回目以降の分割保険料について当該分割保険料を払い込むべき払込期日の属する月の翌月末日までに払い込むことを怠ったときは、

当社は、その払込期日後に保険の目的が被った身体障害に対しては、保険金を支払いません。なお、第2回目以降の分割保険料を払い込むべき払込期日の属する月の翌月末日までに保険の目的が被った身体障害に対して保険金の支払いを受ける場合には、その支払いを受ける前に、保険契約者は、当該分割保険料を当会社に払い込まなければなりません。

第5条（分割保険料不払の場合の保険契約の解除）

当社は、払込期日の属する月の翌月末日までに、保険契約者からその払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合には、この保険契約を解除することができます。

- 前項の規定による解除は、書面により保険証券記載の保険契約者の住所（ペット医療費用保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第14条（通知義務）第1項第1号の規定による通知があった場合は、その住所または通知先をいいます。）にあてた通知をもって行い、解除の効力は、当該分割保険料を払い込むべき払込期日から将来に向かってのみ生じます。
- 第1項の規定により当会社が保険契約を解除したときは、当社は、すでに払い込まれた保険料を返還しません。また、解除の効力が生じる日までに当会社が保険金を支払うべき身体障害が生じていて、その保険金の支払いを受けるときは、保険契約者は、未払分割保険料（年額保険料からすでに払い込まれた保険料の総額を差し引いた額をいいます。）の全額を一時に払い込まなければなりません。

第6条（保険契約の解除の場合の保険料の払込み）

年額保険料の払込みを完了する前に普通約款第19条（保険契約の解除）第1項から第3項までの規定によりこの保険契約を解除する場合において、当会社が保険金を支払うべき身体障害が生じていて、その保険金の支払いを受けるときは、保険契約者は、未払分割保険料の全額を一時に払い込まなければなりません。

第7条（保険料の返還）

当社は、普通約款第19条（保険契約の解除）第3項の規定により、保険契約者が保険契約を解除したときは、普通約款第22条（保険料の返還—解除の場合）第2項の規定にかかわらず、未経過期間に対し月単位（1か月未満は切り捨てます。）をもって計算した保険料を返還します。

第8条（追加保険料の払込み）

当会社が普通約款第15条（追加保険料または返還保険料）または第17条（保険の目的の年齢の誤りによる保険契約の無効）の規定による追加保険料を請求したときは、保険契約者は、その全額を一時に払い込まなければなりません。

- 前項の規定により保険料が追徴となる場合、保険契約者は、当会社が請求した日の属する月の翌月末日までに追加保険料を払い込まなければなりません。
- 保険契約者が追加保険料を払い込むべき払込期日までにその払込みを怠ったときは、当社は、保険契約の保険期間の開始日以降に保険の目的が被った身体障害に対しては、保険金を支払いません。なお、保険契約の保険期間の開始日から追加保険料の払込期日までに保険の目的が被った身体障害に対して保険金の支払いを受けるときは、その支払いを受ける前に、保険契約者は、追加保険料を当会社に払い込まなければなりません。ただし、支払うべき保険金が追加保険料を超える場合で、支払うべき保険金から追加保険料を差し引くことについての被保険者の申し出があったときは、追加保険料を差し引いた保険金を被保険者に支払います。

第9条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り普通約款および他の特約の規定を準用します。

初回保険料の口座振替に関する特約条項

第1条（特約の適用）

この特約は、保険契約締結の際に、当会社と保険契約者との間に、あらかじめ保険料（この保険契約に、ペット医療費用保険保険料分割特約が適用されている場合には、第1回分割保険料とします。以下「初回保険料」といいます。）を口座振替の方法により払い込むことについての合意がある場合に適用されます。

- この特約は、次の各号の定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。
 - 保険契約者の指定する口座（以下「指定口座」といいます。）が提携金融機関（当会社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。以下同様とします。）に、保険契約締結のときに設定されていること
 - 当会社所定の保険料口座振替依頼手続きがなされていること

第2条（初回保険料の払込み）

初回保険料の払込みは、提携金融機関ごとに当会社の定める期日（以下「初回保険料払込期日」といいます。）に、指定口座から当会社の口座に振り替えることによって行うものとします。

- 初回保険料払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、指定口座から口座振替による初回保険料の払込みが当該休業日の翌営業日に行われた場合には、当社は、初回保険料払込期日に払込みがあったものとみなします。
- 保険契約者は、初回保険料払込期日の前日までに初回保険料相当額を指定口座に預け入れておかなければなりません。

第3条（初回保険料払込み前に保険の目的が被った身体障害）

初回保険料払込期日に保険契約者から初回保険料の払込みがない場合には、保険契約者は、初回保険料を初回保険料払込期日の属する月の翌月末日までに当会社の指定した場所に払い込まなければなりません。

- 当社は、保険契約者が初回保険料払込期日の属する月の翌月末日までに初回保険料を払い込んだ場合には、ペット医療費用保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）および他の特約に定める初回保険料払込みに保険の目的が被った身体障害の取扱いに関する規定を適用しません。
- 前項の規定により、被保険者が初回保険料払込みに保険の目的が被った身体障害に対して保険金の支払いを受ける場合には、その支払いを受ける前に、保険契約者は、初回保険料を当会社に払い込まなければなりません。

第4条（初回保険料不払の場合の保険契約の解除）

当社は、初回保険料払込期日の属する月の翌月末日までに、保険契約者から初回保険料の払込みがない場合には、この保険契約を解除することができます。

- 前項の規定による解除は、書面により保険証券記載の保険契約者の住所（普通約款第14条（通知義務）第1項第1号の規定による通知があった場合は、その住所または通知先をいいます。）にあてた通知をもって行い、解除の効力は、保険期間の初日から将来に向かってのみ生じます。

第5条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通約款および他の特約の規定を準用します。

継続契約初回保険料の口座振替に関する特約条項

第1条（特約の適用）

この特約は、当会社と締結されていた保険契約の継続契約（当会社と締結されていた保険契約と主な担保内容および保険契約者が同一であり、当該保険契約の終了日を保険期間の初日とする保険契約をいいます。）であり、かつ、保険契約締結の際に、当会社と保険契約者との間に、あらかじめ保険料（この保険契約に、ペット医療費用保険保険料分割特約が適用されている場合には、当該継続契約の第1回分割保険料とします。以下「初回保険料」といいます。）を口座振替の方法により払い込むことについての合意がある場合に適用します。

- この特約は、次の各号の定める条件をいずれも満たしている場合に適用します。
 - 保険契約者の指定する口座（以下「指定口座」といいます。）が提携金融機関（当会社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。以下同様とします。）に、保険契約締結のときに設定されていること
 - 当会社所定の保険料口座振替依頼手続きがなされていること

第2条（初回保険料の払込み）

初回保険料の払込みは、提携金融機関ごとに当会社の定める期日（以下「初回保険料払込期日」といいます。）に、指定口座から当会社の口座に振り替えることによって行うものとします。

- 初回保険料払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、指定口座から口座振替による初回保険料の払込みが当該休業日の翌営業日に行われた場合には、当社は、初回保険料払込期日に払込みがあったものとみなします。
- 保険契約者は、初回保険料払込期日の前日までに初回保険料相当額を指定口座に預け入れておかなければなりません。

第3条（初回保険料払込みに前に保険の目的が被った身体障害）

初回保険料払込期日に保険契約者から初回保険料の払込みがない場合には、保険契約者は、初回保険料を初回保険料払込期日の属する月の翌月末日までに当会社の指定した場所に払い込まなければなりません。

- 当社は、保険契約者が初回保険料払込期日の属する月の翌月末日までに初回保険料を払い込んだ場合には、ペット医療費用保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）および他の特約に定める初回保険料払込みに保険の目的が被った身体障害の取扱いに関する規定を適用しません。
- 前項の規定により、被保険者が初回保険料払込みに保険の目的が被った身体障害に対して保険金の支払いを受ける場合には、その支払いを受ける前に、保険契約者は、初回保険料を当会社に払い込まなければなりません。

第4条（初回保険料不払の場合の保険契約の解除）

当社は、初回保険料払込期日の属する月の翌月末日までに、保険契約者から初回保険料の払込みがない場合には、この保険契約を解除することができます。

2 前項の規定による解除は、書面により保険証券記載の保険契約者の住所（普通約款第14条（通知義務）第1項第1号の規定による通知があった場合は、その住所または通知先をいいます。）にあてた通知をもって行い、解除の効力は、保険期間の初日から将来に向かってのみ生じます。

第5条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通約款および他の特約の規定を準用します。

クレジットカードによる保険料支払に関する特約条項

第1条（クレジットカードによる保険料支払の承認）

当社は、この特約により、当社の指定するクレジットカード（以下「クレジットカード」といいます。）によって、保険契約者がこの保険契約の保険料（保険契約締結時に支払うべき初回保険料または保険契約締結後に支払うべき第2回目以降の分割保険料をいいます。以下、同様とします。）を支払うことを承認します。

2 前項にいう保険契約者とは、クレジットカード発行会社（以下「カード会社」といいます。）との間で締結した会員規約等（以下「会員規約等」といいます。）に基づく会員またはクレジットカードの使用が認められた者に限ります。

第2条（保険料領収前に生じた身体障害の取扱）

保険契約者からこの保険契約の保険料のクレジットカードによる支払いの申し出があった場合は、当社は、カード会社への当該カードの有効性および利用限度額内であること等の確認を行った上で、当社がクレジットカードによる保険料の支払いを承認した時（保険証券記載の保険期間の開始前に承認したときは、保険期間の開始した時とします。）に、当社が保険料を領収したものとみなし、この特約が付帯されたペット医療費用保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）およびこれに付帯される他の特約に定める保険料領収前に生じた身体障害の取扱に関する規定を適用しません。

2 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の規定は、適用しません。

(1) 当社がカード会社から保険料相当額を領収できない場合。ただし、保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、カード会社に対してこの特約が付帯された保険契約に係る保険料相当額の全額をすでに支払っている場合は、この限りではありません。

(2) 会員規約等に定める手続が行われない場合

第3条（保険料の直接請求および請求保険料支払後の取扱）

前条第2項第1号の保険料相当額を領収できない場合には、当社は、保険契約者に保険料を直接請求できるものとします。この場合において、保険契約者がカード会社に対してこの特約が付帯された保険契約に係る保険料相当額をすでに支払っているときは、当社は、その支払った保険料相当額について保険契約者に請求できないものとします。

2 保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用した場合において、前項の規定により当社が保険料を請求し、保険契約者が遅滞なく当該保険料を支払ったときは、前条第1項の規定を適用します。

第4条（初回保険料不払の場合の保険契約の解除）

当社は、保険契約者が前条第2項の保険料の支払いを怠った場合で、初回保険料払込期日の属する月の末日までに、保険契約者から初回保険料の払込みがないときには、保険契約を解除することができます。

2 前項の規定による解除は、書面により保険証券記載の保険契約者の住所（普通約款第14条（通知義務）第1項第1号の規定による通知があった場合は、その住所または通知先をいいます。）にあてた通知をもって行い、解除の効力は、保険期間の初日から将来に向かってのみ生じます。

第5条（保険料の返還の特則）

普通約款および他の特約の規定により、当社が保険料を返還する場合は、当社は、カード会社からの保険料相当額の領収を確認の後に保険料を返還します。ただし、第3条第2項の規定により保険契約者が保険料を直接当社に払い込んだ場合および保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、カード会社に対してこの特約が付帯された保険契約に係る保険料相当額の全額をすでに支払っている場合は、この限りではありません。

第6条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通約款および他の特約の規定を準用します。

団体扱特約条項

第1条（この特約を適用する場合）

この特約でいう団体とは、所属員または構成員の所属員が常時把握され、代表者の定めがあり、会計帳簿が備えられ、保険加入のみを目的としない次の(1)から(3)のいずれかの団体をいいます。

(1) 官公署または会社もしくは工場等の企業体で、受け取るべき給与等から

保険料が控除されること、保険料を現金で集金されることまたは保険料が預金口座から振り替えられることを承諾する所属員を対象とする団体

(2) 上記(1)の団体の所属員によって構成されている労働組合、共済組織または退職者の福利厚生を目的とした組織で、受け取るべき給与等から保険料が控除されること、保険料を現金で集金されることまたは保険料が預金口座から振り替えられることを承諾する所属員を対象とする団体

(3) 商工会、同業団体、フランチャイズチェーンまたは特約店等の当社が認める集団で、保険料を現金で集金されることまたは保険料が預金口座から振り替えられることを承諾する所属員または構成員の所属員を対象とする団体

2 この特約は、次の(1)から(4)に定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。

(1) 保険契約者が前項の団体の所属員または構成員の所属員であること

(2) 団体と当社との間に、「保険料集金に関する契約」（団体の種類および団体による保険契約者からの保険料の集金方法により内容が異なります。以下「集金契約」といいます。）が締結されていること

(3) この保険契約に係る集金契約の対象となる保険契約者の人数が10名以上であること

(4) 保険契約者が団体に保険料を払い込み、団体がこの保険料を当社に支払うことについて、保険契約者が団体に委託し、団体がそれを承諾していること

第2条（保険料の払込方法）

保険契約者は、この保険契約の保険料を団体を經由して次の(1)または(2)に掲げる方法のいずれかにより払い込むこととします。

(1) この保険契約の保険料を一時に払い込む方法

(2) 年額保険料（この保険契約に定められた1か年分保険料をいいます。以下、同じとします。）を保険証券記載の回数および金額に分割して払い込む方法

第3条（保険料領収前の身体障害）

当社は、保険契約者が団体を經由して保険料を払い込む場合には、保険料領収前の身体障害に対して保険金をお支払いしないとする規定(*)を適用しません。

※ この特約が付帯されたペット医療費用保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第4条第3項およびこれに付帯される他の特約に定める保険料領収前に生じた身体障害の取扱に関する規定のことをいいます。

第4条（追加保険料の払込み）

普通約款の規定により当社が保険契約者に追加保険料を請求した場合には、保険契約者は、団体を經由することなく、その全額を一時に当社に払い込まなければなりません。

2 保険契約者が前項の追加保険料の払込みを怠ったときは、当社は、追加保険料領収前の身体障害に対しては、保険金をお支払いしません。なお、追加保険料領収前の身体障害に対して保険金の支払いを受けるときは、その支払いを受ける前に、保険契約者は、追加保険料を当社に払い込まなければなりません。ただし、支払うべき保険金が追加保険料を超える場合で、支払うべき保険金から追加保険料を差し引くことについての被保険者の申し出があったときは、追加保険料を差し引いた保険金を被保険者にお支払いします。

第5条（保険料領収証の発行）

当社は、保険契約者が団体を經由して払い込んだ保険料については、領収した保険料の合計額に対する保険料領収証を団体に対して発行し、保険契約者に対しては、発行しません。

第6条（特約の失効または解除）

この特約は、次の(1)から(5)に掲げる事実のいずれかに該当する場合には、その事実が発生したことにより、団体が保険契約者から保険料を集金できなかった最初の集金日（以下「集金不能日」といいます。）から将来に向かってその効力を失います。

※ 集金日は、団体による保険契約者からの保険料の集金方法が保険契約者の受け取るべき給与等からの控除である場合は給与控除日、保険契約者の預金口座からの振替えである場合は口座振替日となります。

(1) 集金契約が解除されたこと

(2) 保険契約者が団体から給与等の支払いを受けなくなったり、団体の所属員または構成員の所属員でなくなったこと

(3) 保険契約者がその受け取るべき給与等から保険料を控除することを拒んだり、保険料を集金日に団体に支払わなかったこと

(4) 団体による保険契約者からの保険料の集金方法が預金口座からの振替えである場合は、保険契約者または団体の責に帰すべき事由により、保険料が集金日の翌日から起算して1か月以内に保険契約者の指定する預金口座から振り替えられなかったこと

(5) 上記(1)から(4)の事実のほか、この保険契約について集金契約に基づく団体による保険契約者からの保険料の集金が行われなくなったり、行われなかったこと

- 2 当社は、この保険契約に係る集金契約の対象となる保険契約者の人数が10名未満である場合には、当社の定めるところにより、この特約を将来に向けて解除することができます。
- 3 次の(1)から(3)に掲げる事実のいずれかに該当する場合には、当社は、保険証券に記載された保険契約者の住所(※)にあてた書面により、その旨をすみやかにご連絡します。

※ 普通約款第14条第1項に定めるところに従い、保険契約者の住所変更に関する連絡があったときは、その住所または連絡先をいいます。次条第3項(1)においても同じとします。

- (1) 集金契約が解除されたこと
- (2) 当社が団体からこの保険契約について集金契約に基づく保険料の集金を行わなくなった旨の連絡を受けたこと
- (3) 前項の規定により当社がこの特約を解除したこと

第7条 (特約の失効または解除後の未払込保険料の払込み)

保険契約者は、前条第1項の規定によりこの特約が効力を失ったときは、集金不能日の翌日から起算して1か月以内に、同条第2項の規定によりこの特約が解除されたときは、解除日の翌日から起算して1か月以内に未払込保険料(※)の全額を団体を経ることなく、一時に当社に払い込まなければなりません。

※ 保険料の払込方法が第2条第1項(2)の場合には、年額保険料からすでに保険契約者から払い込まれた保険料の総額を差し引いた額をいいます。以下、同じとします。

- 2 前項に規定する期間内に未払込保険料の全額が保険契約者から払い込まれないときは、次のとおりとなります。
 - (1) 当社は、集金不能日またはこの特約の解除日から未払込保険料の全額を領収するまでの間に生じた身体障害については、保険金をお支払いしません。
 - (2) 当社は、この保険契約を解除することができます。
- 3 前項(2)の規定により、当社がこの保険契約を解除したときは、次のとおりとなります。
 - (1) 当社は、保険証券に記載された保険契約者の住所にあてた書面により、その旨をすみやかにご連絡します。この場合の解除は、集金不能日またはこの特約の解除日から将来に向かってその効力を生じます。
 - (2) 当社は、すでに領収した保険料を返還しません。

第8条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通約款および他の特約の規定を準用します。

ペット医療費用保険保険契約の継続に関する特約条項 (年払契約用)

第1条 (特約の適用)

この特約は、当社と保険契約者との間に、あらかじめ保険契約の継続についての合意がある場合に適用します。

第2条 (保険契約の継続)

当社は、この保険契約の終了する日から起算して2か月前の日までに、この保険契約と同一の内容で継続するか、異なる内容で継続するか、または継続契約をお引受けしない場合のいずれかをお知らせする通知書(以下「通知書」といいます。)を送付します。

- 2 当社は、前項の規定によるこの保険契約を継続する場合の通知書には、継続する契約の内容を記載します。
- 3 第1項の規定により、この保険契約を継続する場合は、この保険契約の終了する日から起算して1か月前の日までに、保険契約者より別段の意思表示がない場合には、この保険契約は、前項に規定する通知書の内容で継続されるものとします。
- 4 前項の規定によりこの保険契約が継続された場合には、当社は、保険証券または保険契約継続証(以下「保険証券等」といいます。)を保険契約者に交付します。

第3条 (継続契約の保険料および払込方法)

継続契約の保険料は、保険証券等記載の金額とします。

- 2 継続契約の保険料の払込期日は、継続前契約の保険期間の終了する日とし、保険契約者は、払込期日までに当該保険料を払い込むものとします。ただし、次の各号のすべての条件を満たす場合には、提携金融機関(当社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。以下同様とします。)ごとに当社の定める期日を払込期日とし、保険契約者の指定する口座(以下「指定口座」といいます。)から当社の口座に振り替えることによって、継続契約の保険料の払込みを行うものとします。
 - (1) 当社と保険契約者との間に、あらかじめ保険料を口座振替の方法により払い込むことについて合意があること
 - (2) 指定口座が提携金融機関に設定されていること
 - (3) 保険契約者から当社へ保険料口座振替依頼書の提出がなされていること

第4条 (継続契約の保険料不払の場合の免責)

保険契約者が前条の継続契約の保険料について、当該継続契約の保険料を払い込むべき払込期日の属する月の翌月末日までに、その払込みを怠ったときは、当社は、継続前契約の保険期間の終了する日の午後4時以降に保険の目的が被った身体障害に対しては、保険金を支払いません。

第5条 (継続契約の保険料不払の場合の保険契約の解除)

保険契約者が第3条(継続契約の保険料および払込方法)の継続契約の保険料について、当該継続契約の保険料を払い込むべき払込期日の属する月の翌月末日までに、その払込みを怠ったときは、当社は、書面により保険証券等記載の保険契約者の住所(普通約款第14条(通知義務)の規定による通知があった場合は、その住所または通知先をいいます。)にあてた通知をもって、継続契約を解除することができます。

2 前項の規定による解除は、継続契約の保険期間の始期からその効力を生じます。

第6条 (継続契約に適用される保険料)

継続契約の保険料は、継続契約の保険期間の初日における保険の目的の年齢によって計算します。

2 この保険契約に適用した保険料率が改定された場合には、当社は、保険料率が改定された日以降第2条(保険契約の継続)の規定によって保険期間が開始する継続契約の保険料率を変更します。

第7条 (継続契約に適用される特約)

この保険契約が第2条(保険契約の継続)の規定により継続された場合には、各継続契約ごとに、この保険契約に付帯された特約が適用されるものとします。

第8条 (継続契約の告知義務)

第2条(保険契約の継続)第1項の規定によりこの保険契約を継続する場合において、保険契約申込書に記載した事項または保険証券等に記載された事項に変更があったときは、保険契約者、被保険者またはこれらの者の代理人は、保険期間が終了する日から起算して1か月以内に、書面をもってこれを当社に告げなければなりません。

2 前項の規定による告知に関する普通約款第13条(告知義務)の規定の適用については、同条第2項および第4項第2号の規定中「保険契約締結の当時」とあるのは「保険契約継続の場合」と、同条第2項、第4項第3号および第5項の規定中「保険契約申込書の記載事項」とあるのは「保険契約申込書に記載した事項および保険証券等に記載された事項」と、同条第4項第3号の規定中「保険契約締結の当時」とあるのは「保険契約を継続するとき」と、「締結していた」とあるのは「継続していた」とします。

第9条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通約款および他の特約の規定を準用します。

ペット医療費用保険保険契約の継続に関する特約条項 (分割払契約用)

第1条 (特約の適用)

この特約は、ペット医療費用保険保険料分割払特約を付帯した保険契約で、当社と保険契約者との間にあらかじめ保険契約の継続についての合意がある場合に適用します。

第2条 (保険契約の継続)

当社は、この保険契約の終了する日から起算して2か月前の日までに、この保険契約と同一の内容で継続するか、異なる内容で継続するか、または継続契約をお引受けしない場合のいずれかをお知らせする通知書(以下「通知書」といいます。)を送付します。

2 当社は、前項の規定によるこの保険契約を継続する場合の通知書には、継続する契約の内容を記載します。

3 第1項の規定により、この保険契約を継続する場合は、この保険契約の終了する日から起算して1か月前の日までに、保険契約者より別段の意思表示がない場合には、この保険契約は、前項に規定する通知書の内容で継続されるものとします。

4 前項の規定によりこの保険契約が継続された場合には、当社は、保険証券または保険契約継続証(以下「保険証券等」といいます。)を保険契約者に交付します。

第3条 (継続契約の分割保険料および払込方法)

継続契約の分割保険料は、保険証券等記載の金額とします。

2 継続契約の分割保険料は、保険証券等記載の払込期日(以下「払込期日」といいます。)までに払い込むものとします。ただし、次の各号のすべての条件を満たす場合には、提携金融機関(当社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。以下同様とします。)ごとに当社の定める期日を払込期日とし、保険契約者の指定する口座(以下「指定口座」といいます。)から当社の口座に振り替えることによって、継続契約の保険料の払込みを行うものとします。

- (1) 当会社と保険契約者との間に、あらかじめ保険料を口座振替の方法により払い込むことについて合意があること
- (2) 指定口座が提携金融機関に設定されていること
- (3) 保険契約者から当会社へ保険料口座振替依頼書の提出がなされていること

第4条（継続契約の保険料不払の場合の免責）

保険契約者が前条の継続契約の分割保険料について、当該継続契約の分割保険料を払い込むべき払込期日の属する月の翌月末日までに、その払込みを怠った場合で、当該継続契約の分割保険料が第1回分割保険料のときは、当会社は、継続前契約の保険期間の終了する日の午後4時以降に保険の目的が被った身体障害に対しては、保険金を支払いません。

第5条（継続契約に適用される保険料）

継続契約の保険料は、継続契約の保険期間の初日における保険の目的の年齢によって計算します。

- 2 この保険契約に適用した保険料率が改定された場合には、当会社は、保険料率が改定された日以後第2条（保険契約の継続）の規定によって保険期間が開始する継続契約の保険料率を変更します。

第6条（継続契約に適用される特約）

この保険契約が第2条（保険契約の継続）の規定により継続された場合には、各継続契約ごとに、この保険契約に付帯された特約が適用されるものとします。

第7条（継続契約の告知義務）

第2条（保険契約の継続）第1項の規定によりこの保険契約を継続する場合において、保険契約申込書に記載した事項または保険証券等に記載された事項に変更があったときは、保険契約者、被保険者またはこれらの代理人は、書面をもってこれを当会社に告げなければなりません。

- 2 前項の規定による告知に関する普通約款第13条（告知義務）の規定の適用については、同条第2項および第4項第2号の規定中「保険契約締結の当時」とあるのは「保険契約継続の場合」と、同条第2項、第4項第3号および第5項の規定中「保険契約申込書の記載事項」とあるのは「保険契約申込書に記載した事項および保険証券等に記載された事項」と、同条第4項第3号の規定中「保険契約締結の当時」とあるのは「保険契約を継続するとき」と、「締結していた」とあるのは「継続していた」とします。

第8条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通約款および他の特約の規定を準用します。

通信販売に関する特約条項

第1条（保険契約の申込み）

当会社に対して通信により保険契約の申込みをしようとする者は、次の各号のいずれかの方法により保険契約の申込みをすることができるものとします。

- (1) 所定の保険契約申込書（以下「申込書」といいます。）に所要の事項を記載し、当会社または代理店に送付すること
 - (2) 当会社または代理店が定めるウェブサイト上の保険契約申込画面（以下「ウェブサイト上の画面」といいます。）に所要の事項を入力し、当該データ（以下「申込データ」といいます。）を当会社または代理店に送信すること
- 2 前項第1号の規定により当会社または代理店が申込書の送付を受けたときは、保険契約の引受けの可否を審査し、引受けを行うものについては、保険料、保険料の払込期限および保険料の払込方法等を記載した通知書（以下「通知書」といいます。）または引受内容等を記載した書面を保険契約者に送付するものとします。
 - 3 第1項第2号の規定により当会社または代理店が申込データの送信を受けたときは、保険契約の引受けの可否を審査し、引受けを行うものについては、保険契約者に対して引受内容等を通知するものとします。

第2条（保険料および保険料の払込方法）

保険契約者は、前条第2項の通知書または第1項第2号のウェブサイト上の画面の表示に従い、保険料を払い込まなければなりません。

- 2 通知書に記載またはウェブサイト上の画面に表示する保険料の払込期限は、保険期間の初日の前日までの当会社が定める日とします。ただし、この保険契約に適用されている他の特約に別の規定がある場合には、この限りではありません。

第3条（保険責任の始期および終期）

当会社の保険責任は、保険契約者が通知書またはウェブサイト上の画面の表示に従って保険料（保険料を分割して払い込む場合には、第1回分割保険料をいいます。）を払込機関に払い込んだ日の翌日の午後4時（保険証券または保険証券に代わる書面（以下「保険証券等」といいます。）にこれと異なる日時が記載されているときは、その日時とします。ただし、保険料を払い込んだ日の翌日以降とします。）に始まり、保険証券等に記載された保険期間の末日の午後4時に終わります。

第4条（保険料不払による保険契約の解除）

当会社は、通知書に記載またはウェブサイト上の画面に表示する保険料（保険料を分割して払い込む場合には、第1回分割保険料をいいます。）の払込期限までに保険料の払込みがない場合には、書面により保険契約者が保険契約の申込みを行った際に申し出た保険契約者の住所にあてた通知をもって、この保険契約を解除することができます。

- 2 前項の解除は、保険期間の始期から将来に向かってのみその効力を生じます。

第5条（保険料分割払契約に適用される特約条項）

保険契約者が保険料を分割して払い込む保険契約の場合には、ペット医療費用保険保険料分割払特約を適用します。

第6条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、ペット医療費用保険普通保険約款および他の特約の規定を準用します。

待機期間の不設定に関する特約条項

第1条（待機期間の不設定）

当会社は、この特約条項により、ペット医療費用保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第5条（保険期間と支払責任の関係）第2項の規定は適用しません。

第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通約款および他の特約の規定を準用します。

告知の省略に関する特約条項

第1条（告知の省略）

当会社は、この特約条項により、ペット医療費用保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第13条（告知義務）第1項に定める保険の目的に関する過去の治療履歴または病歴（事実および経緯）に関する「告知書」の提出を省略することを認めます。

第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通約款および他の特約の規定を準用します。



ペット&ファミリー
少額短期保険株式会社

〈登録番号:関東財務局長(少額短期保険)第2号〉

〒113-0033 東京都文京区本郷三丁目34番3号

TEL 03-5844-1120 (代表)

ホームページアドレス <http://www.petfamilyins.co.jp>

※ご契約の取扱代理店は、保険証券に表示しております。

※ペット&ファミリー少額短期保険株式会社は、T&D保険グループの一員です。